

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第70回）
議事要旨

○日時

令和6年10月22日（火）13:00～14:53

○場所

オンライン開催

○出席委員

山内弘隆委員長、秋元圭吾委員、安藤至大委員、五十嵐チカ委員、岩船由美子委員、江崎浩委員、大橋弘委員、小野透委員、桑原聡子委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、松本真由美委員、村上千里委員

○オブザーバー

電力広域的運用推進機関 大山理事長、電力・ガス取引監視等委員会 ネットワーク事業監視課 黒田課長、（一社）日本風力発電協会 小杉政策部会会長、日本地熱協会 後藤理事、株式会社エネット 谷口代表取締役社長、全国小水力利用推進協議会 中島事務局長、電気事業連合会 堀井企画部長、（一社）太陽光発電協会 増川事務局長、送配電網協議会 山本理事・事務局長、（一社）日本有機資源協会 柚山専務理事

○関係省庁

防衛省

○事務局

日暮新エネルギー課長

○議題

- （１）防衛・風力発電調整法の施行に伴う再エネ特措法上の対応について
- （２）再生可能エネルギーの長期安定電源化について

○議事要旨

(1) 防衛・風力発電調整法の施行に伴う再エネ特措法上の対応について

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

- ・事業者の意見も踏まえた円滑な運用をお願いしたい。特に防衛省による事前相談の受付が重要であり、経産省とも協力の上、丁寧に運用してほしい。
- ・協議が不調となっても通知から2年間経過すれば着工が可能となるが、安全保障の観点に留意が必要なのではないか。
- ・FIT／FIP制度の運転開始期限や失効期限について、関係法令の遵守を促す観点から、延長しないとする事務局案に賛同する。
- ・FIT／FIP制度の運転開始期限や失効期限に関して、風力発電の事業リスクや事業の予見可能性の観点を踏まえた対応が必要ではないか。
- ・事業の予見性の観点からは、指定区域の設定の仕方が重要となるが、どのような考え方で設定するのか。防衛大臣と経済産業大臣との間の協力規定があることを踏まえ、特に区域設定に当たって、両大臣の密接な協力を期待している。

(防衛省より回答)

(事務局から回答)

- ・事業の予見可能性については、FIT／FIP認定に当たって、必要な情報を防衛省に共有し、その時点で防衛省から懸念が示された場合には、認定と同時に、防衛省に事前相談を行うように指導していきたい。また、事前相談の仕組みを適切に活用し、事業の予見可能性を高めていきたい。
- ・FIT／FIP制度の運転開始期限と失効期限について、事務局案では、防衛レーダーへの障害が生じるおそれを回避する行動を促していく観点から、延長は行わないこととしてはどうかとしている。

(委員長)

- ・基本的には事務局提案に賛同いただいた。詳細設計や運用面では、事業者への過度な規制にならないよう、留意いただきたい。

(2) 再生可能エネルギーの長期安定電源化について

委員からの主な意見・質問は下記のとおり

(全体関係)

- ・再エネ長期安定電源化に向けた取組を積極的に進めるべき。事務局の提案を支持する。
- ・適格事業者制度について、将来的に数十者の認定を想定されているということは、1都道府県に一つというレベルではなく、全国的な規模での集約を担えるような事業者を認定

していく制度と理解した。賛同したい。

- ・適格事業者制度の認定要件と支援策のバランスについて情報収集をしながら、実際に活用されるような実効性のある制度設計をしていただきたい。
- ・適格事業者制度によって一定の集約化は進むと思われるが、それでもなお集約されない案件への対応も今後検討していく必要がある。
- ・実際に売却希望案件が出てくるのが 2030 年以降となることを踏まえると、拙速に制度を始める必要があるのか。時間軸に関する事務局の考えを確認したい。
- ・デューデリジェンスを効率的に実施するため、例えば、住民説明会の詳細や地域トラブルの有無等の情報について、現所有者に定期報告を求めているかどうか。
- ・特に小規模事業の集約においては、メンテナンスコスト等も踏まえた事業採算性の観点から、地理的に近接した事業は一括して実施していくことが望ましいのではないかと。

(長期安定適格太陽光発電事業者の認定要件)

- ・関係法令の遵守について、FIT/FIP 認定の取消対象となった事業者を欠格事由とすることは当然であり、交付金の一時停止措置等の対象についても欠格事由とすべき。事業規律の確保の観点からも、厳格な認定要件とすべき。
- ・ガバナンス体制等に関しては、サイバーセキュリティ対策の観点も重要ではないか。
- ・上場企業という要件をマストにするのか。
- ・上場企業であっても規模やガバナンス体制は様々であり、必ずしも上場審査の通過をもってガバナンスが継続されていることの保証とはならないのではないかと。再エネ発電事業に関する社外の第三者等を含めた諮問委員会の設置等の体制構築を求めるなど追加的な要件の設定を検討いただきたい。
- ・自治体の出資を受けているとしても、自治体自身は事業の運営に積極関与していない例もあることから、追加的な要件の設定が必要ではないか。
- ・再エネの長期安定電源化の観点からは、地域や自治体との連携実績などを要件とすべきではないか。
- ・認定要件②について、適格事業者には、事業採算性を踏まえつつも、一定の低圧案件の集約を行うことで、優良な事業者としての社会的責任を果たすべき。一定の低圧案件の集約を行うことも要件としてはどうか。
- ・認定要件②の「事業継続」の定義や認定要件③の「実績」の定義を明確にする必要がある。
- ・5 万 kW の実績要件に関して、スタートアップ等の新興企業の中から先行的な取組事例が生じる可能性もあるのではないかと。実績だけでなく、事業集約に関する計画策定などを要件とすることも検討してほしい。
- ・実績要件に関して、相対的に事業規模が小さくても、地域の社会課題への対応としての貢献が期待されるケースもあるのではないかと。地域や自治体が主体となった事業者の取組が阻害されてしまわないようにしてほしい。

(長期安定適格太陽光発電事業者への施策)

- ・長期安定適格太陽光発電事業者への施策の内容に賛同する。
- ・電気主任技術者制度について、適格事業者に限定した対応は短期的な対応方針としてはリーズナブルだが、デジタル技術の活用を前提とした規制の見直しを検討してほしい。
- ・事業売却希望者情報の先行公開は、適格事業者にとってどういったメリットがあるのか。
- ・事業売却希望者情報の先行公開については、デューデリジェンスに必要な情報の提供が重要であり、あらかじめ公開項目を示すなど、効率的な案件形成が進むよう検討してほしい。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・適格事業者の認定要件のうち、上場企業であることや5万kW以上の実績が求められているが、今後の制度運用に当たり、地域に根差した中小事業者が適格事業者の認定を受けることができるよう検討いただきたい。

(事務局から回答)

- ・適格事業者制度について、幅広い分野の太陽光発電事業者と意見交換をした上で、本日の事務局案を提示させていただいた。FIT制度開始当初の事業用太陽光の買取期間満了を迎える2032年以降、卒FIT事業が増加することになるが、事業集約は可能な限り早いタイミングにおいて、買取期間満了を待たずに進める必要がある。
- ・ガバナンス体制等について、客観的な基準として、例えば、自治体の出資を受けていることや上場企業であることを求める案を提案している。
- ・地域に根差した比較的規模の小さな事業主体の取扱いについては、事業集約のニーズも踏まえながら検討していきたい。
- ・デジタル技術の活用については、技術の動向を踏まえつつ、保安上支障が無いかを確認しながら、スマート保安など、効率的な運用に向けて必要な検討を行っていきたい。
- ・本小委員会での議論を踏まえ、制度開始に向けた要件設定の検討等を進めていきたい。また、定期的に検討・フォローアップしながら、必要に応じた見直しを検討していきたい。

(山内委員長)

- ・適格事業者制度そのものについて反対はなかった。
- ・来年4月の制度開始に向けて、本日の議論を踏まえて、必要な見直しを行いながら検討を進めていただきたい。

以上